

(公印省略)

分医発第10号  
令和6年4月4日

各郡市等医師会長 殿

大分県医師会  
会長 河野幸治

令和6年度大分県医師会会費等について

平素より、本会会費徴収等につきまして、ご協力を賜り誠にありがとうございます。  
令和5年6月11日(日)開催の第223回定例代議員会において、令和6年度会費等の  
賦課徴収額が別紙1のとおり決定しましたので、お知らせ致します。

なお、日本医師会会費につきましては、別紙2をご参照ください。

また、口座振替にて納入のできない会員の会費等徴収については、別便(4月下旬  
送付予定)にて振込依頼書をご送付致します。

## 令和6年度会費等徴収要項

## 1. 大分県医師会会費

## 1) 徴収金額

A会員：年額96,000円+前年度診療報酬決定額並びに介護給付費決定額の合計×1.1/1000（月額22,000円を限度とする）  
但し、応能割会費については前年度診療報酬決定額並びに介護給付費決定額の合計が月額125万円以下は免除し、上限は月額2,000万円とする。  
応能割会費算出に必要となる社会保険診療報酬支払基金及び大分県国民健康保険団体連合会宛同意書未提出者については上限額を徴収する。

B会員：年額 24,000円

C会員：年額 12,000円

## 2) 徴収方法並びに徴収期日

## イ. 徴収方法

A, B, C会員で会費等納入方法確認承諾書提出者については毎月口座振替により月割納入とします。

その他口座振替による納入のできないA, B, C会員については、下表により貴会において徴収をお願いいたします。

なお、各会員分会費等賦課徴収表は、別便にてご送付いたします。

また、振込依頼書については4月下旬に送付予定です。

	A 会員	B 会員	C 会員
1期(4月~7月)	32,000円	8,000円	4,000円
2期(8月~11月)	32,000円	8,000円	4,000円
3期(12月~3月)	32,000円	8,000円	4,000円

## ロ. 徴収期日

振込依頼書による納入者につきましては、**第1期分は6月末日、第2期分は8月末日、第3期分は12月末日までに納入願います。**

## ハ. 中途入退会者分会費

中途入会者 当該期分より会費を徴収する

中途退会者 当該期分までの会費を徴収する

## 3) 入会金

新入会員については、下記のとおり入会金を徴収する

A会員 — 300,000円

B会員 ——— 5,000円

## 4) 会員種別変更金

B会員からA会員への変更 300,000円

C会員からB会員への変更 5,000円

## 2. 日本医師会会費

日本医師会会費につきましては、令和5年6月25日開催の第154回臨時代議員会において会費賦課額・徴収方法が決定されましたので、別紙をご参照いただき、県会費同様徴収方よろしくご高配願います。

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
松本吉郎  
(公印省略)

## 令和 6 年度日本医師会会費徴収について

令和 6 年度の日本医師会会費の徴収につきましては、4 月 2 日付日医発第 52 号(経理)によりご委嘱申しあげましたが、会費納入に関連する取り扱いは下記のとおりです。

よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげます。

## 記

## 1. 日本医師会会費の徴収

会費は、3 期に区分して徴収してください。

会員区分		会費年額	I 期 (4～7月)	II 期 (8～11月)	III 期 (12～3月)
A①		126,000円 (66,000円)	42,000円 (22,000円)	42,000円 (22,000円)	42,000円 (22,000円)
A②(B) *	31歳以上	64,000円 (36,000円)	21,000円 (12,000円)	22,000円 (12,000円)	21,000円 (12,000円)
	30歳以下	39,000円 (11,000円)	13,000円 (4,000円)	13,000円 (3,000円)	13,000円 (4,000円)
A②(C)		21,000円 (15,000円)	7,000円 (5,000円)	7,000円 (5,000円)	7,000円 (5,000円)
B		28,000円	9,000円	10,000円	9,000円
C		6,000円	2,000円	2,000円	2,000円
高齢減免をうけ、医賠償保険に加入する会員					
A①		78,000円 (66,000円)	26,000円 (22,000円)	26,000円 (22,000円)	26,000円 (22,000円)
A②(B)		48,000円 (36,000円)	16,000円 (12,000円)	16,000円 (12,000円)	16,000円 (12,000円)
疾病、出産育児他の減免をうけ、医賠償保険に加入する会員					
A①		66,000円 (66,000円)	22,000円 (22,000円)	22,000円 (22,000円)	22,000円 (22,000円)
A②(B) *	31歳以上	36,000円 (36,000円)	12,000円 (12,000円)	12,000円 (12,000円)	12,000円 (12,000円)
	30歳以下	15,000円 (11,000円)	5,000円 (4,000円)	5,000円 (3,000円)	5,000円 (4,000円)
A②(C)		15,000円 (15,000円)	5,000円 (5,000円)	5,000円 (5,000円)	5,000円 (5,000円)

\* A②(B)は、4 月 1 日現在の年齢を基準に会費年額が異なります。4 月 1 日現在 30 歳の会員が年度途中に 31 歳となっても、会費年額は変わりません。

( ) 内の金額は、日本医師会医師賠償責任保険料等部分です。